

調査部

(制度改革担当兼務)

区政会館だより

No.73～No.85,
No.94, 97, 99, 106,
109, 116, 119,

平成12年度の新制度スタートをめざして

今年度の税財政関係都区間協議始まる

平成8年4月

No.73

平成12年度の都区制度改革の実施に向けた税財政分野の今後の検討課題と検討手順について、本年3月に都と区が合意したことを受けて、今月から具体的な都区の検討が始まります。

また、昨年度の都区協議の結果を受けて、現行都区財政調整の算定内容や国民健康保険料をめぐる都区間の検討も始まりました。

◆検討の経緯

都区制度改革の柱の一つである税財政制度の改革については、法令改正に係わる大枠について、すでに都区間で合意されています。このため、現在、特別区の性格の変更や事務事業の移管等の改革と併せて、法改正に向けた働きかけを行っているところです。

しかし、平成12年度に新制度をスタートさせるためには、法改正の検討と並行して、さらに具体化すべき多くの課題があります。

このため、昨年度、平成12年までにどのような検討課題があり、またそれをどのような手順で検討していくのかについて都区双方で検討を進めてきました。

この結果、3月27日に都区の制度改革に関する検討組織である税財政検討会において、都と区の合意が図られ、今年度から具体的な検討を始めることとなりました。

◆今後の検討課題と手順

その概要は、まず、都区間の財源配分の問題では、新制度スタートの時点における都と区の財源配分割合を具体的にどのように決定するか、また、制度改革後、どのような場合に財源配分を見直すのか等について詳細をつめていくことになります。

次に、23区間の財源調整の問題では、新しい都区財政調整制度のもとで、調整の指標となる基準的な収入や需要をどのように算定するかについて、検討していくことになります。

さらに、新しい都区財政調整制度における都区間あるいは区間の協議の具体的な方法や手続きについても詳細な検討を進めていくこととなります。

これらの検討については、平成11年度には、平成12年度の具体的な算定額について、新方式による計算を行って確定させる必要があることから、今年度から平成10年度までの3年間で全体像を定めなければなりません。

税財政制度改革検討のスケジュール（平成8年度以降）

平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
都区間配分の基本的考え方の整理 ・大都市事務、大都市財源の範囲 ・調整税の配分割合の決定方法 ・財源配分割合の変更 ・移管事務等の範囲と積算の考え方 ・特別区の財源保障	都区間配分の大枠決定 ・都市計画交付金のあり方 区分配分の基本的考え方の整理 ・所要額の調整と交付金の再調整 ・基準財政収入額の検討 ・基準財政需要額の検討 ・特別交付金 算定手続き等の扱い ・都区財政調整協議会（仮称）のあり方	調整率等その他の決定 ・都区財源配分にかかる具体的数値積算等 区間配分方法等の決定 ・区間財源配分にかかる具体的数値積算等 制度全体の整合性の検証	新たな財調制度によるフレーム策定等

◆今年度の検討課題

このうち、今年度は、まず、都区間の財源配分の基本的な考え方を整理することとなりました。このため、早速今月末から、前述の税財政検討会の下部組織である都区のワーキンググループで検討が始まる予定です。

◆山積する課題

また、今年度は、このほかにも都と区で検討すべき税財政関係の大きな課題があります。一つは、現行の都区財政調整の算定内容等をめぐる問題であり、もう一つは、国民健康保険料のあり方をめぐる問題です。いずれも、昨年度の都区協議の結果、さまざまな問題が浮き彫りにされたものです。これらについても、すでに、前者に

ついては今月から、また後者については、2月から検討が始まっています。このように、税財政関係の課題が山積し、また、これらが密接に関連し合うことから、最近の財政状況を反映した大変厳しい都区協議が予想されます。このため、今年度は、都区双方が共通の認識に立って課題解決を図るための節目の年になると考えます。

財政自主権強化のポイント

財政自主権強化のポイント①

税財政制度の改革

平成8年4月 No. 73

今回からは、特別区制度改革のうち、税財政制度の分野をシリーズで紹介していきます。

詳細は次号から解説しますが、全体像を簡単に紹介します。

☆税財政制度改革のねらいと概要

(1) 改革のねらい

特別区の税財政制度の改革は、特別区の基礎的自治体への法制化、清掃事業などの事務事業移管等による事務権能の拡充とともに、今回の制度改革の三本柱の一つとして位置づけられています。

今回の税財政制度改革のねらいは、一言で言えば、特別区の財政自主権を基礎的自治体にふさわしいものへと強化することにあります。

(2) 現行制度上の特例

現在の特別区の税財政制度は、一般の市町村とは異なったさまざまな特例が設けられています。その内容の主なものとしては、

- ① 一般の市町村税（固定資産税、都市計画税など）の多くを都が賦課・徴収している
- ② 国から地方公共団体へ交付される地方交付税の算定が、特別区の区域においては、都と23特別区分を合算して行われている
- ③ 都が、都と特別区及び23特別区相互間の財源調整を行う都区財政調整制度が設けられている

ことなどがあげられます。

これらの特例は、都と特別区がその区域内で

「市」の事務を分担していること、また、歴史的な沿革などから特別区が都の内部団体的な性格を持つていること等の理由によるものです。

(3) 改革の方向

今回の税財政制度改革は、

- ① 都から特別区へ入湯税など四つの税等を移譲する
- ② 都区財政調整制度を、特別区の財政運営の自主性を高める方向で改善する
- ③ 起債の許可権者を自治大臣から都知事に改めるなど、特別区の特例をできるかぎり廃止する

という内容となっています。

☆税財政制度改革の検討状況と今後の日程

(1) 改革の検討状況

平成7年度には、都区間で、今後検討すべき課題と検討手順について整理を行いました。これは、

平成12年度までに、残された少ない検討期間の中で都区で着実に改革の具体化を図ることを確認したものです。

(2) 今後の日程

平成8年度は、都区間の財源配分のあり方をめぐって、都区間で基本的な考え方の整理を行うことになっています。

財政自主権強化のポイント②

現行の地方税財政制度

平成8年5月 No. 74

☆地方財政の果たす役割

地方公共団体は、住民の福祉の向上を目的としてさまざまなサービスの提供や行政活動を行い、また、そのための財政活動も行っています。

この各地方公共団体の財政活動の集合である地方財政は、国の財政と相まって、住民福祉の向上に大きな役割を果たしています。

☆地方財政の財源

地方財政は、支出と収入が均衡した健全な運営のために、限られた財源を有効に支出することが求められます。この財源は、その根拠、性質から以下のように大別できます。

(1) 地方税

地方税法の規定の範囲内で、地方公共団体の条例により賦課・徴収する税で、地方公共団体の最も根幹的な財源となっています。

市町村における主な地方税としては、市町村民税、固定資産税、都市計画税などがあります。

(2) 地方譲与税等

地方譲与税とは、形式上国税として徴収された特定の税の全部又は一部を一定の基準によって地

方自治体に譲与するもので、消費譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

また、譲与税と同様に、道府県税の一部を市町村に交付するものに利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金などがあります。

(3) 地方交付税

地方公共団体の財源の保障と均衡を図るために、国税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を国から地方公共団体へ交付する税です。

その配分額は、各団体のそれぞれの標準的な収入と需要を合理的な方法で測定し、その基準財政需要額が基準財政収入額を超える額に応じて決定されます。

(4) 国庫支出金

地方公共団体の特定の支出に充てるため、一定の目的と条件のもとに、補助金・負担金・交付金・委託金等の名称で国から地方公共団体に交付される支出金です。

(5) 地方債

地方公共団体が資金調達のために行う借入で、その償還が一般会計年度を越えるものをいいます。

地方債を起こす目的や限度額等は予算で定めることとされ、起債及びその内容の変更については、

当分の間、市町村については都道府県知事の許可を要すると定められるなど、一定の制限が加えられています。

(6) その他

そのほか、公の施設や行政財産の使用の対価として徴収する「使用料」や、住民票の交付など地方公共団体の行う特定の事務の費用として徴収する「手数料」などがあります。

☆地方財源の特別区に対する特例

地方財政の財源のうち、地方税、地方譲与税等、地方交付税は、その使途が特定の事業に限定されない一般財源であるという意味も含め、地方公共団体の自主的な財政運営上重要な位置を占めています。

しかし、特別区においては、地方税の課税権や、地方交付税の算定等について一般の市町村とは異なった特例が設けられています。

次回は、特別区の税財政制度上の特例について述べたいと思います。

3 都区財政調整制度

都区財政調整制度（以下、「財調制度」という。）は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、全国の地方団体の中で唯一の制度として設けられています（地方自治法第282条第2項）。

この制度は、特別区の区域が一体的に発展してきた経緯がある中で、都と特別区が「市」の事務を分担していること、特別区の区域において税源が偏在すること等から、都と特別区間の財源を調整するとともに、23特別区間の財源調整を通じてその行政水準を均衡化させる必要があるために設けられたものです。

具体的には、各区の標準的な需要と収入を算定し、その財源不足額を、調整基本額（固定資産税等の調整三税の一定率と納付金の合算額。現在の率は44%）を財源として各区に交付するものです。

財調制度は、地方交付税制度におおむね準じた仕組みとなっていますが、都が各特別区の標準的な行政需要を保障し、また、特別区間の財源調整を徹底する趣旨から、地方交付税制度にはない次のような制度が設けられています。

(1) 納付金制度

特別区相互間の財源の均衡化を徹底するために、基準財政収入額が基準財政需要額を超える区は、その超える額を、都に納付金として納付することとされています（自治法施行令第210条の10）。

(2) 総額補てん制度

交付金の原資となる調整基本額が、算定した各区の財源不足額の総額に満たない時には、その満たない額を都の一般会計から借り入れて保障する、いわゆる毎年度の総額補てんの制度が設けられています（自治法施行令第210条の15・都区財政調整条例第5条）。

4 地方債における特例

(1) 地方債の許可権者

地方公共団体が地方債を起こす場合、一般の市町村は都道府県知事が許可権者であるのに対し、特別区は、都道府県及び政令指定都市と同様、自治大臣とされています（昭和22年内務大蔵省令第5号第1条）。

(2) 起債の制限

地方公共団体が一般的に地方債を発行する（起債という）場合は、その団体の課する普通税の税率が標準税率以上であることが必要ですが、特別区においては、都の課する普通税の税率も標準税率以上であることを要します（地方財政法第5条）。

これらの地方債の特例が設けられた理由も、特別区の区域における都と特別区の特別な関係によるものと考えられます。

特別区の税財政制度は、昭和22年の地方自治法の制定以来、国と地方を通じた地方財政制度の改革に対応する形で、数回の改正が行われています。

その変遷を、特別区の税財政制度の根幹をなす都区財政調整制度を中心に、今回から2回にわ

たっていただきたいと思います。

1 配付税方式による調整

昭和22年の地方自治法の施行により誕生した特別区に対して、特別区税条例により区税を創設す

るとともに、東京都特別区配付税条例により都税の一定割合を各区に配付税として分与することでその財源を確保し、また、特別区相互間の財源調整を図るため、配付税方式による都区の財政調整制度が設けられました。

この制度は、当時の国の地方配付税制度におおむね準じたものとなっており、各区の課税力や財政需要に応じて使途を限定しない配付税を分与するという点で、今日の都区財政調整制度の原点となるものでした。

2 納付金方式及び平衡交付金方式による調整

昭和25年度には、いわゆるシャープ勧告を受けて、国が地方配付税に代えて地方財政平衡交付金制度を設けるなど地方税財政制度の改革が行われ、これに対応する形で都区においても配付税方

式から納付金方式による財政調整へと調整方式が変わりました。

この方式は、財政需要額が財政収入額を超える区に対して、財政収入額が財政需要額を超える区の超過額である納付金を財源として交付金を交付し、区間配分の均衡化を徹底しようとしたものです。

しかし、昭和27年の地方自治法の改正により、首長公選制の廃止を初め特別区の自治権が制約されたことは裏腹に、特別区の事務の範囲が大幅に拡大されたため、納付金の財源だけでは対応で

きなくなり、国の地方財政平衡交付金制度に準じた平衡交付金方式により、算定した財源不足額を都の一般会計から財政措置するという内容となりました。

納付金制度は依然として存続しましたが、平衡交付金方式は、その財政需要額の算定において、過去の制度に比べ非常に精緻なものとなりました。

財政自主権強化のポイント⑥

特別区の税財政制度の沿革(2)

平成8年9月 No.78

3 基本額方式による調整

昭和40年度は、都から区への大幅な事務移管が行われた年ですが、この改革に合わせて都区財政調整も、平衡交付金方式から基本額方式へと変わりました。

基本額方式は、財調交付金の総額を都税の一定割合の額とするとともに、その財源を会計上明確にするために特別区財政調整会計を設けて交付金経理を行うことにより、特別区の財源をあらかじめ確保し、その独立性を高めるものとなりました。交付金の算定方法も国の地方交付税制度におおむね準じたものとなりました。

また、昭和40年度は、都区財政調整制度だけでなく特別区の税財政制度全体にも大きな変化がありました。

第一に、特別区の課することのできる税目が法定され、特別区は地方税法上の課税権を有する団体となりました。

第二に、自治法改正による福祉事務所等の事務移管によって、適債事業（地方債をその財源とすることができ的事业）が増加し、以後は特別区が地方債を発行することが一般的になりました。

4 基本額方式の発展

昭和50年4月1日の改正自治法の施行によって、特別区が行う事務は、それまで条文で制限列挙されていた事務から、法令で都が行うとされた事務を除いて原則として市の事務のすべてとなりました。さらに、区長公選制の復活や人事権の確立などを含め、特別区は、一般市並みの自治体へ

とその性格を大きく転換しました。

都区財政調整制度も、地方自治法の条文に「特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため」の制度であることが明記され、その趣旨に沿った改正が行われました。

その主な内容は、基準財政収入額の算定において、基準税率を90%から85%として各区の自主財源の比率を高め、また基準財政需要額の人件費や投資的経費の算定においてもその経費を個別に査定する一件算定方式から標準的な経費を算定する単位費用方式へ変える、などのものでした。

さらに昭和40年代はほぼ毎年のように変更されていた調整率も、改革直後の昭和51年度に、44%になって以降安定し、現在に至っています。

5 新たな財政調整制度の構築

平成12年度の制度改革は、特別区にとって昭和50年度以来の大きな改革となります。

特別区の税財政制度は、その自主的な財政運営

をより一層高める方向での改革が予定されており、都区財政調整制度も今後新たな段階を迎えることとなります。

財政自主権強化のポイント⑦

税財政制度改革の方向(1)

平成8年10月 No. 79

1 特別区の固有財源の拡充

今回の税財政制度改革では、現在都の財源となっている市町村税等をできるかぎり特別区に委譲することとされています。

今回委譲される市町村税等は固有税としての入湯税、ほかの市町村と同様に国又は都からの税の一部を区に移転するものとしての航空機燃料譲与税、ゴルフ場利用税交付金及び特別地方消費税交付金の四つです。改革後も依然として都に留保される市町村税等が残るとはいえ、特別区の固有財源が拡充される意義は非常に大きいと言えます。

2 都に留保される市町村税等

(1) 調整三税

市町村税の普通税である市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の三税は、改革後も都が課税し、都区財政調整制度の調整財源とすることとされました。

これは、税の規模、伸長性及び安定性等を勘案して、現行と同様とするのが適当であるとされたものです。

(2) 事業所税、都市計画税

事業所税については、区の固有税とする、あるいは新たな財調制度の調整税とすることも検討されました。

しかし、固有税とするには税源が偏在しており、一方調整税は、目的税ではなく使途の限定されない普通税が望ましいことから、現行どおりとすることとなりました。

都市計画税は、都市計画事業の推進に充てるべき税ですが、事業所税と同様の理由により都に留保されました。

しかし、現在、都市計画税の一部を原資として区に交付されている都市計画交付金のあり方については、今後、都区で検討する予定です。

(3) 国有資産等所在市町村交付等三交付金

国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村交付金及び施設等所在市町村調整交付金の三交付金は、国・地方公共団体等の所有する固定資産が所在する市町村に対して固定資産税見合いで交付される交付金です。改革後も固定資産税は都が賦課・徴収することにあわせ、現行どおりの取扱いとされました。

3 地方債に関する特例の改善

(1) 地方債の許可権者

特別区の地方債の許可権者は、現在自治大臣ですが、これを一般の市町村と同様、都道府県知事とします。

(2) 起債の制限の緩和

現在、特別区が地方債を起こすには、特別区の課する普通税の税率が標準税率以上であることに加え、都の課する普通税も標準税率以上であることを要します。今回は、その対象となる都の普通税の税目を市町村民税法人分と固定資産税のみに限定し、特別区の起債権への制約を緩和することとしています。

1 都区財政調整制度改革の基本的方向

今回の制度改革における都区財政調整制度改革の基本的方向は、平成6年9月の「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」に示されています。

その考え方は、制度改革後の新しい特別区の姿にふさわしい税財政制度となるよう特別区の財政運営の自主性を高めることを基本としたもので、以下のような内容となっています。

2 都区財源配分の中期的安定性の確保

(1) 調整税の配分割合

都区の財源配分の原資となる調整税の税目は現行と同様ですが、その配分割合の定め方を次のようにすることとしています。すなわち、現行のように特別区のみを需要を算定して調整税の配分割合を定めるのではなく、改革後は都区双方の需要を図りながら、都区の役割分担に応じた適切な財源配分となるように配分割合を定めることとしています。

(2) 配分割合の変更方法

配分割合の変更についても、現行制度上は毎年度の特別区の需要に応じて配分割合を変更しうる仕組みとなっているものを、都区間の配分割合に影響するような一定の変更事由がない限り、調整税の配分割合を中期的に安定的なものとするものとしてします。

その変更事由は、①大規模な税財政制度の改正、②都と特別区の事務配分・役割分担の大幅な変更、

③そのほか必要があると認めた場合であるとし、それに該当する場合は、現行の都区協議会を都区財政調整のための協議会として再編する都区財政調整協議会（仮称）で協議し、変更等を行うこととしています。

3 毎年度の総額補てん主義及び納付金制度の廃止

現行制度は、普通交付金基本額「調整税の一定割合（特別交付金を除く）」と納付金の合算額」が、算定した各特別区の財源不足額の合計に満たない場合は、都の一般会計から借り入れて補てんするいわゆる毎年度の総額補てん主義を採っています。

また、基準財政収入額が基準財政需要額を超える特別区は都に納付金を納付し、交付金基本額に加算する納付金制度も採用しています。

毎年度の総額補てん主義は財政調整制度を通じて都が特別区の毎年度の財源不足額総額を保障する制度であり、納付金制度は特別区間の財源の均衡化をより徹底させる仕組みですが、特別区の財政責任の明確化や、財政自主権の強化といった観点から、協議案では、両者共に廃止することとしています。

なお、納付金制度の廃止に伴って、納付金を担保するために都が賦課・徴収している特別区たばこ税は、特別区が直接賦課・徴収することとしています。

4 特別区相互間の財源調整

改革後の特別区相互間の財源調整の基本的な仕組みは、現行とほぼ同様のものとなっていますが、主な改正点は、以下の2点です。

第一は、普通交付金基本額が特別区ごとに算定した財源不足額の総額に満たない時は、当該不足額を財源不足団体の基準財政需要額の割合で按分し減額して交付することとしています。

第二は、基準財政需要額・収入額の算定について、より客観的でわかりやすいものとするため、簡素化等の改善合理化を図っていることです。

この算定方法の詳細については、今後さらに検討することとなっています。

制度改革に伴う都区間の財源配分の問題については、これまで紹介したように協議案の中で基本的内容が示されていますが、新しい制度をスタートさせるためには具体化すべき多くの課題があります。

本年度に都区間で行っている検討も含め、今後検討を要する事項の主なものは以下のとおりです。

1 調整税の配分割合の決定方法

協議案によれば、調整税の配分割合は、「都と特別区の複数年年度の決算額を基本に、それぞれの大都市事務の需要額を積み上げ、これに調整税を除いたそれぞれの大都市財源を充当した後の財源不足額の割合により定める」とこととしています。

この協議案の合意に基づいて配分割合の決定を行おうとする時、

①大都市事務の概念と範囲をどのように確定させるか、特に都が行っている大都市事務として整理すべき範囲をどう考えるか

②配分割合の決定の基本となる複数年年度の決算額をとる場合、どの年度をどれぐらいの期間とするのか

③大都市財源をどのように考えるか
などの課題を解決していく必要があります。

2 財源配分割合の変更

協議案では、調整税の配分割合は、「大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分・役割分担に大幅な変更があった場合、そ

のほか必要があると認めた場合には、都区財政調整協議会（仮称）において協議し、変更等を行うものとする」としています。

また、制度改革後、「都区の財源配分を中期的に安定的なものにする」としています。

この協議案の内容を具体化するにあたっては、①財源配分を中期的に安定的にさせることと配分割合の変更との関係をどう考えるか

②例示されている変更事由に該当するかどうかの判断基準をどう定めるか

③都区財政調整協議会（仮称）における協議に至る手続きをどのように定めるか
などを検討していく必要があります。
都区間配分に関するそのほかの検討課題については、次号で述べます。

前回に引き続き、都区間配分で検討すべき課題について述べます。

3 移管事務等の経費の算定方法

平成12年度に都から特別区に移管される清掃事業をはじめとする移管事務や、都区の事務事業の役割分担の変更により特別区が行うこととなる事務は、それに係る経費を算定し、都区間の財源配

分に反映することとされています。

清掃事業は、これらの事務の中でもその経費が膨大であり、経費の算定にあたって大きなウェイトを占めています。

しかし、その経費は移管後の事業運営のあり方が明らかにならないと的確に算定することができません。

したがって、改革後のこれらの事業運営の姿が

見えてから、具体的な経費算定について検討を行うことになると考えられます。

4 委任事務経費の財源措置

現行制度では、都から区への委任はいわゆる区長委任条項（自治法第281条の3第3項）により委任され、その財源は原則として都区財調で措置されています。

しかし、制度改革後はこの区長委任条項が廃止され、一般の市町村と同様の規定（自治法第153条第2項）に基づく委任となるため、協議案では「府県事務の特別区長等への委任事務経費については、基本的に府県財源を充てる」という整理がされています。

ただし、現在すでに都区財調で措置されている経費については、財源配分上の整理をしたうえで、引き続き都区財調で措置する方向で検討を進めています。

財政自主権強化のポイント⑪

改革の具体化の方向(3) ― 最終回 ―

平成9年3月 No. 84

〔区間配分の課題〕

制度改革に伴う特別区間の財源調整の問題についても、協議案での基本的な内容の整理をふまえて、具体化すべき多くの課題があります。

中でも特に整理が必要な課題は、「算定方法の改善合理化」です。協議案では、特別区間の財源を調整するために、合理的な基準に基づいて各区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額に応じて財源を配分するという現行の財政調整制度と同様の方式を採ることとしています。

しかし、その内容はできるだけ分かりやすく、かつ客観的な算定方法であることが求められます。

基準財政収入額については、当初フレームにお

5 都市計画交付金のあり方

協議案では、「都市計画事業は、各年度に施行される事業量にかなり変動が見られることから、今後、都区双方の都市計画事業の推移を見ながら、都区財政調整協議会（仮称）において交付金のあり方について協議する」とされています。

都市計画交付金は、大都市財源である都市計画税を原資として区が行う都市計画事業に対して交付される交付金です。

都市計画税は、市町村が都市計画事業に要する経費にあてるための目的税として賦課徴収するも

ける収入額の見込み方や、当該年度の見込み額と実績額の差を翌年度以降に精算する、いわゆる収入額の精算方式についてどう考えるかなどの課題があります。

現行の基準財政需要額の算定については、積算の内容や補正の方法が詳細すぎるという指摘があり、また、実際に事業を実施したかどうかで算定額が変動するような特例的な算定が多いのではないかといった声も聞かれます。

協議案では、基準財政需要額の測定単位や事業区分の整理統合といった改善策が示されていますが、こうした点を新しい財調の中でどう扱うかなどを検討する必要があります。

また、関連して、都区財政調整協議会のあり方や算定手続きの改善についても検討をしておく必

のですが、特別区の区域においては、改革後も都が特例的に賦課徴収することとされています。

都区の都市計画事業と都市計画税の充当の関係をどう考えるかという観点から、都市計画交付金のあり方についても、今後検討していく必要があります。

主な内容は以上のとおりですが、このほか、調整税の減収時の対応をはじめとする特別区の財源保障の問題などの検討課題があります。

要があります。

今後の検討に向けて

税財政制度改革の具体化に向けた検討については、現在、都区間で着々と進められています。

本年度は、都区間配分の課題について、基本的な考え方の整理を行ってきましたが、その結果は、都区の検討組織である税財政検討会で取りまとめられる段階にきています。

しかし、平成9年度以降、平成12年度の制度改革までに検討すべき課題は膨大です。残された検討期間を考えると、今後、より一層精力的に取り組んでいく必要があると言えるでしょう。

特集 税財政検討会の中間報告まとまる

平成9年1月
No.82

昨年12月26日、都区の税財政制度改革の検討組織である税財政検討会において、「都区間配分の基本的考え方」の整理に関する中間報告がとりまとめられました。

1 検討経緯

この報告は、税財政検討会の下に設けられているワーキンググループにおいて、昨年4月以降9回にわたる検討を重ねてきた内容を中間的に整理したものです。

引き続き、今年度の最終整理に向けて検討が進められています。

税財政制度改革の都区の検討については、昨年度末に開催された税財政検討会において、平成12年度の新制度をスタートさせるために、具体化すべき課題とその検討日程が合意されています。

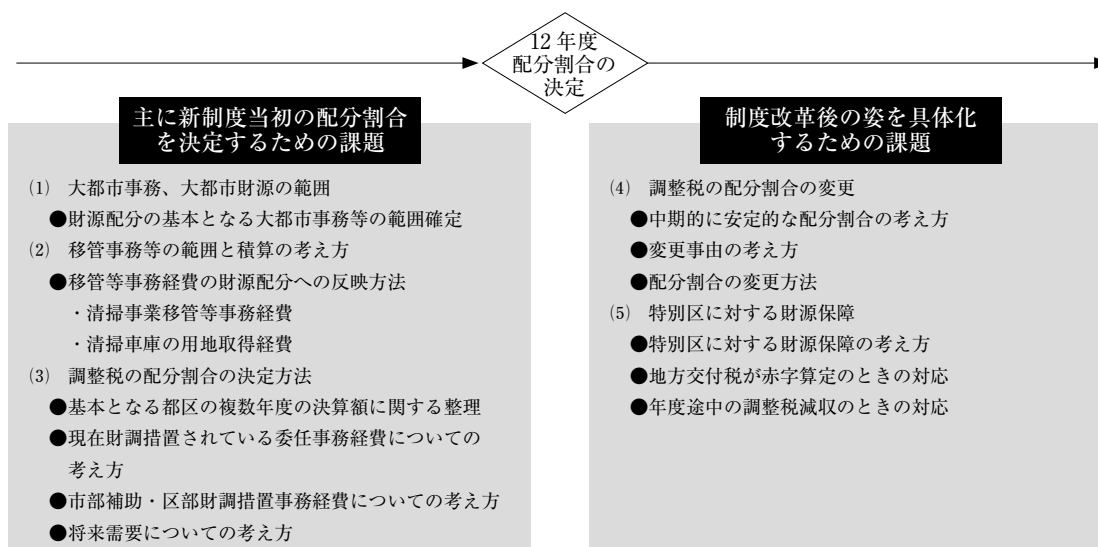
その検討日程の概要は、下段に記載のとおりですが、まず、今年度に「都区間配分の基本的考え方の整理」を行い、平成9年度に全体的な整理を行ったうえで、平成10年度に制度の全体像を確定し、平成11年度には、新方式による積算が行えるようにしようというものです。

このように多くの課題を短期間に整理する必要があることから、今回の中間報告を皮切りに、都区間での検討を着実に進めていくこととしています。

新たな税財政制度具体化に向けた検討スケジュール（概要）

平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
都区間配分の基本的考え方の整理	都区間配分の大枠決定 区間配分等の考え方の整理	制度の全体像確定	新方式による積算	新制度実施

税財政制度改革具体化のための都区間配分に係る検討課題



※この表は、中間報告における5つの課題をイメージ的に整理したもので、中間報告の資料ではありません。

2 都区間配分をめぐる課題

税財政制度改革における「都区間配分」の問題については、制度改革後も23区の区域内で、都と区が「市」の財源（以下、「大都市財源」という。）を使って、当該区域内の行政（以下、「大都市事務」という。）を分担し合うことから、その大都市事務を行うにあたって、大都市財源をどのように分けるのか、その後の都区の財源配分をどのように行うかに関して、平成12年度までに具体化すべき多くの課題があります。

大都市財源の配分については、基本的には、都区財政調整制度によって、調整税を分け合うことにより行われます。

現在は、区側の需要と収入のみを算定し、配分割合を決める制度となっていますが、新しい制度では、都区双方の需要と収入を勘案して、配分割合を定める考え方に大きく変更されます。

平成6年9月に都区間で制度改革の内容を合意した「協議案」では、調整税の配分について、都区間の財源配分に関する基本的な枠組みが整理されています。

しかし、具体的に新しい制度をスタートさせるためには、平成12年度の都区の財源配分を行うにあたって、「大都市事務、大都市財源の範囲」の確定、「調整税の配分割合の決定方法」の具体化、「移管事務等の範囲と積算の考え方」等について、整理しておかなければなりません。

また、平成12年度以降の都区の財源配分のあり方を具体化するために、「調整税の配分割合の変更」の方法や「特別区に対する財源保障」の考え方等についても、整理しておく必要があります。

3 中間報告の内容

今回の中間報告では、これらの課題について、以下のように整理しています。

(1) 大都市事務、大都市財源の範囲

大都市事務の概念として次のような整理を行い、当面この内容を土台に検討を進めることとしています。

① 都区が分担する大都市事務とは、大都市財源を充当する事務をいう。② 区が行う事務は、原則として大都市事務である。③ 法令により都に留保されている市に属する事務（消防、上下水道等）は、大都市事務である。④ 都が行っている任意共管事務（法令上「都道府県」「市町村」どちらでも行える事務）のうち、歴史的沿革等から大都市事務と考えられるものがある。

また、都が行う大都市事務については、都から当面の検討対象として、34事業の提案がされました。

しかし、事業の具体的な内容が示されていないので、今回、区としては、その提案に対する基本的な考え方を示すにとどまっています。

今後、都から具体的な提案が示された時点でさらに検討を行い、都が行う大都市事務の範囲を整理していくこととなります。

(2) 移管事務等の範囲と積算の考え方

清掃事業をはじめとする移管事務等に係る経費の算定については、その事務の実施形態と連動してきます。

今回の報告では、これまで都が行ってきた事業費を基本に、必要な調整を行うという考え方を整理するとともに、今後の各事務事業に関する検討

結果をふまえて検討することとしています。

(3) 調整税の配分割合の決定方法

調整税の配分割合については、都区の複数年度の決算額を基本に定めることとされていますが、過去の決算額だけでは計りきれないものは、決算額に一定の補正を加えることができるとし、また、過去の決算額には現れないが、将来的に増大あるいは減少していくことが確実に見込まれる需要（「将来需要」）については、財源配分の際に見込むとして整理しています。

次に、現在、都から区に委任されている事務で、その経費が財調上の需要額として算定されているものについては、府県財源を充てた形になるよう整理を行ったうえで、引き続き財調措置することとしています。

また、現在、都が市町村に対して補助を行っている事務で、区に対しては財調上の需要額として算定しているものについては、基本的に区の事務として整理し、経費全額を調整税の配分割合に反映させることとしています。

(4) 調整税の配分割合の変更

新しい制度では、調整税の配分割合を中期的に安定的なものとする一方、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と区の事務配分・役割分担に大幅な変更があった場合、そのほか必要があると認めた場合には、都区の協議により配分割合の変更等を行うものとされています。

制度改革後、新しい都区財政調整制度は、都と区の大都市事務の分担に応じて、大都市財源を適切に配分する仕組みとなります。

それを前提として、客観的な変動要因がない限

り、一度決めた財源の枠の中で、都区それぞれが自主的に行財政運営を行っていくことが基本となります。

その際、配分割合を中期的に安定的なものとするということは、期間を定めて配分割合を固定するというのではなく、一定の事由があれば都区協議を経て、変更等をしようということで考え方を整理しています。

また、変更事由についての考え方や変更方法の具体化等については、現時点では複数の考え方があるなど、整理しきれていない部分もあるため、今後、引き続き検討することとしています。

(5) 特別区に対する財源保障

特別区に対する財源保障の考え方に関しては、新しい財調制度が、都区それぞれの大都市事務の分担に応じて、適切に調整税の配分割合を定めることにより、都区間の財源配分を行う制度であることから、特別区の役割分担に応じた財源が確保されるという整理をしています。

なお、地方交付税制度との関係では、制度改革後も地方交付税は、都と区合算で都に対して算定されますので、国の地方団体に対する財源保障は、特別区については、財調制度を通じて間接的に及んでいるものと考えられます。

また、仮に地方交付税が赤字算定されるような

状況になったときには、都区双方の財源保障に配慮しつつ都区協議を行うこととしています。

一方、年度の途中に財調財源である調整税の収入が落ち込んだ場合の対応については、引き続き検討を進めることとしています。

4 今後の予定

今後、この中間報告をふまえて引き続き都区の検討を行い、今年度末に、「都区間配分の基本的考え方」の整理に関する最終報告をとりまとめ、来年度以降の検討に入っていく予定となっています。

税財政検討会の平成8年度検討結果まとまる

先月27日、都区の税財政検討会において、平成8年度の検討課題である「都区間配分の基本的考え方の整理」に関する最終報告がとりまとめられました。

税財政制度改革の平成8年度の検討については、昨年12月に中間報告がまとめられ、その後、中間報告で引き続き検討課題とされた事項及び平成9年度の検討課題と検討手順について、ワーキンググループで検討を進めました。

今回の報告は、その検討結果をとりまとめたものですが、このうち「財源配分割合の変更」については、中間報告から大きく整理が進み、おおむ

ねの考え方が整理されました。その概要は次のとおりです。

- ① 配分割合は、期間を定めて固定するのではなく、変更事由があれば変更しうる。
- ② 配分割合は、変更事由が生じた場合に限り変更等を行う。
- ③ 変更事由の判断は、影響額そのものではなく、配分割合への影響度合いを見て行う。
- ④ そのほか変更が必要な場合の判断は具体的な事由に即して行う。
- ⑤ 変更にあたっては、事前調整を基本とする。
- ⑥ 変更事由の影響額は、都区双方が納得しうる

税財政制度改革に関する平成9年度の検討事項

1 都区間配分に関する事項

- 大都市事務、大都市財源の範囲
- 移管事務等の範囲と経費算定の考え方
- 調整税の配分割合の決定方法
- 財源配分割合の変更
- 特別区に対する財源保障等
- 都市計画交付金のあり方

2 区間配分に関する事項

- 所要額の調整と交付金の再調整
- 基準財政収入額
- 基準財政需要額
- 特別交付金

3 都区間の協議手続き等に関する事項

- 都区財政調整協議会（仮称）のあり方

平成9年4月

No.85

客観的な材料で捉える。

また、具体的な変更方法については、都区の大都市一般財源全体の中で配分割合への影響を見極める方式をおおむね妥当としましたが、その際、既存の配分割合も計り直すか否かも含め、引き続き

き検討することとしています。

このほかの検討事項の内容については、基本的に中間報告と同様となっています。

引き続き今年度は、前頁表の事項を検討していく予定です。

平成9年度 都区の税財政検討会の中間報告まとまる

平成10年1月

No.94

昨年末、税財政検討会（都区制度改革の税財政部門における検討組織、都区の部長級で構成）において、平成9年度の検討課題に関する中間報告が取りまとめられましたので、概要を紹介します。

1 検討経緯

この報告は、税財政検討会の下に設けられているワーキンググループ（都区の課長及び係長級で組織）が、昨年4月以降9回にわたる検討を重ねてきた内容を、現時点における検討状況として中間的に整理したものです。

2 都区間の財源配分

制度改革後も23区の区域内で、都と区が「市の財源（以下、「大都市財源」という。）を使って、23区内の行政（以下、「大都市事務」という。）を分担し合うことから、その財源をどのように分けるかが大きな課題となります。現行の制度では、区側の需要と収入のみを算定して、財源の配分を決めることとなっていますが、新しい制度では、

都区双方の需要と収入を勘案して、配分を定める考え方に変更されます。

都区間の財源配分に関する事項については、昨年度から引き続き検討が行われています。

① 大都市事務、大都市財源の範囲

都区間で財源を分ける前提として、大都市財源を充てて行うべき都区の大都市事務の範囲を明確にする必要があります。このうち、特別区が行う事務及び法令により都が行う「市の事務は、基本的に大都市事務と言えますが、都が行っているそのほかの事務について、どこまでの範囲が大都市事務であるかが問題となります。

これまでの検討では、都側から、都が行っている大都市事務の検討対象として、47の事業名が示されています。

しかし、その具体的内容については、今後示されることとなっていますので、それを待つて引き続き検討を進めることとしています。

② 移管事務等の範囲と経費算定の考え方

清掃事業等の移管事務については、各区の事業運

営に支障がないよう財源措置することを基本に、今後引き続き検討することとしています。

③ 調整税の配分割合の決定方法

制度改革時における都区の財源配分をどのように決定するか具体的な事項については、今後検討を行う予定です。

なお、調整税とは、都区間及び区間の財政調整を行うために都が徴収する税で、その一定割合が区に交付されます。

④ 財源配分割合の変更

制度改革後、都区間の財源配分を変更する事由が生じた場合の具体的手法について、そのイメージも含めて整理を進めています。

⑤ 特別区に対する財源保障等

年度途中に調整税が減収となった場合には、ほかの市町村と同様の補てん措置が講じられるよう検討を進めています。

⑥ 都市計画交付金のあり方

都市計画税は制度改革後も都税とされますが、現在、区が行う都市計画事業の財源として一部が

区に交付されていますので、この交付金のあり方について検討しています。

3 区間の財源配分

制度改革後、都区間の財源が配分された後の区の財源を、どのように23区間で配分するかについて、今年度から新たに検討を行っています。

現在までのところ、算定の手順や具体的内容について、現行制度を土台としながら必要な見直しを行う方向で検討を進めています。

しかし、まだ具体的検討に入った段階であり、

今後順次検討していくこととしています。

4 都区間の協議手続き等

制度改革後の都区財政調整に関する都区間の協議手続き等をどのように整理するかについて、今年度から新たに検討を行っています。

現在は、区の需要と収入をどのように算定するかをめぐって、都区間配分の問題と区間配分の問題を同時に協議していますが、制度改革後の協議では、都区間配分の協議と区間配分の協議を切り離して行うイメージを想定しています。

また、具体的な協議組織や協議手続き等については、おおむね現行と同様のものを基本とする方向で整理しています。

5 今後の予定

今後、この中間報告をふまえて引き続き都区の検討を行い、3月末を目途に今年度の検討課題についての最終報告を取りまとめる予定となります。

平成9年度 税財政検討会の検討結果まとまる

平成10年4月

No.97

先月30日、都区制度改革に関する都区の検討組織である税財政検討会において、平成8、9年度の検討内容を集大成し、現時点における税財政制度改革具体化のための考え方を整理する検討結果がとりまとめられました。今年度は、この考え方の整理をふまえて、具体策に関する検討に入っていくこととなります。

1 検討経緯

平成12年度の新しい税財政制度をスタートさせるためには、具体化すべき多くの検討課題があります。

このため、都区の間では、平成7年度に検討課題と検討の手順を整理し、平成8年度以降2年間

にわたって具体化のための考え方に関する検討を行ってきました。

検討内容を大きく分類すると、都区間の財源配分をどうするか、特別区相互間の財源配分をどうするか、都区間、特別区間の協議の手続きをどうするか、という三つの分野に分かれます。

今回とりまとめられた検討結果は、これらのすべての分野にわたって、これまでの検討内容を集大成し、現時点における考え方を整理したものです。

現時点では整理しきれない大きな課題も残されていますが、今後この考え方の整理の内容をふまえて具体策の検討を行っていく中でさらに整理していくこととしています。

2 検討結果の概要

(1) 都区間の財源配分の課題

都区制度はほかに類例のない大都市制度であり、一般的に「市」が行っている事務を都と区で分担し合っていることから、特別区の区域における「市」の財源についても都と区で分け合う必要があります（注1）。

この財源の配分は、「市」の財源である税等の一部を都税とするとともに、そのうちの特定の税（注2）についてその一定割合（注3）を一定の基準により特別区に交付する（注4）ことにより行われます。

従来は、区側の需要と収入のみを計って財源配分を定める考え方を採ってきましたが、新しい制

度では、都区双方の需要と収入を勘案しながら、相互の役割分担にふさわしい財源配分を定める考え方に改めることとしています。

この考え方を具体化するうえでは、①都区間で財源を分ける前提として、大都市財源を充てて行うべき大都市事務の範囲を明確にする、②今回の制度改革によって区に移管される事務等の経費算定の考え方を整理する、③そのほか財源配分に影響する事項を整理して調整税の配分割合の決定方法を整理する、④制度改革後の財源配分の変更方法を整理する、⑤特別区の財源保障等の考え方を整理する、⑥都が特別区を行う都市計画事業に対して交付する都市計画交付金のあり方を整理する、といった課題があります。

検討結果では、これらの課題に対して、おおむね次のような整理をしています。

①大都市事務の範囲

区が行っている事務及び法令により都が行っている「市」の事務（消防、上下水道等）については、大都市事務であり、そのほかにも都が行っている事務のうち、歴史的沿革、事業目的等から見て大都市事務と考えられるものがあります。

都が行っている事務のうち、どの範囲が大都市事務であるのが問題となりますが、これについては、都側から、検討対象とすべきものとして、47の事業と18項目の検討中の事務が示され、これに対して区側から基本的な考え方を示しています。

②移管事務等の経費

清掃事業の移管等に係る経費については、これまでの都の実績額を基本に、今後の事業移管等に

関する検討内容をふまえて、移管後の事業運営に支障のないように配慮しつつ、財源配分に反映させることとしています。

③調整税の配分割合の決定方法

制度改革時の調整税の配分割合については、大都市事務に係る都区双方の複数年の決算額を基本に、今回の改革に伴う事務移管や特例制度（国民健康保険事業に関する都の調整等）の廃止等による変動要素や基本となる決算額に対してその後の需要の増減が見込まれるもの（注5）を反映させるための調整を行って決定することを想定しています。

④財源配分割合の変更

制度改革後の都区間の財源配分は、都区双方の自主的な財政運営を確保する観点から、税財政制度の改革や都区間の役割分担の変更などの客観的な変動要因が生じない限り安定化させることとしています。

また、変更すべき事由が生じたときには、一定の手法により都区の財源配分に対する影響度を計りながら、都区で協議して調整税の配分割合を変更することとしています。

⑤特別区の財源保障等の考え方

新しい都区財政調整制度においては、都区間の大都市事務の分担に応じて適切に調整税の配分割合を定めることにより、特別区の財源を保障することになります。

また、地方交付税による国の財源保障は、この都区財政調整制度を通じて間接的に特別区に及ぶとしています。

また、年度途中に調整税が減収した際に、ほか

の市町村と同様に減収補てんの措置が採れるよう考え方を整理する必要があるとしています。

⑥都市計画交付金のあり方

都市計画交付金の配分については、都区の都市計画事業の分担や実績に見合う形で都市計画税を配分できるようにすべきだとする考え方と、都からの交付金として一定額とすべきだとする考え方があり、この課題の整理については、今後の具体策の検討の中で行っていくこととしています。

(2) 特別区間の財源配分の課題

都区間の財源配分の課題のところで触れたように、都区制度は大都市制度として構成されており、特別区の区域において行われる行政水準の均衡を図る必要があります。

しかしながら、特別区相互間には財源の著しい格差があることから、財源の調整を行う必要があります。

この財源の調整は、調整税の一定割合として特別区に交付されるべき財源を原資に、都区財政調整制度を通じて一定の基準により各区の収入と需要を計算し、その財源不足額に応じて配分することにより行われます（注6）。

新しい制度では、現行の都区財政調整制度の算定方法をふまえて、特別区の財政運営の自主性を高める観点からより一層の改善合理化を図ることとしています。

この考え方を具体化するうえでは、①年間を通じた算定手順や調整の方法等を整理する、②基準財政収入額の考え方を整理する、③基準財政需要額の考え方を整理する、④特別交付金の算定の考え方を整理する、といった課題があります。

検討結果では、これらの課題に対して、おおむね次のような整理をしています。

①算定手順、需要調整の方法等

普通交付金の算定の手順については、翌年度の需要や収入の見込み（これをフレームといいますが）を立て、年度当初に具体的に各区ごとの算定を行い、さらに年度途中に状況の変化があれば再調整するといった現行と同様の手順をふむことを基本としています。

また、算定する需要の調整にあたっては、できる限り算定方法や調整方法をルール化していくこととしています。

②基準財政収入額

翌年度の収入額の見込み方、各区別の収入額の算定方法、収入額の年度途中での補正や翌年度以降の精算のあり方については、現行の収入額の算定方法をふまえて、各区の財政力を合理的に測定することを基本としています。

③基準財政需要額

基準財政需要額のあり方については、現行の算定内容を基礎に、必要な改善合理化を図ることを基本としています。

今回の制度改革の実施により新たに生じる需要については、基準的な需要として算定することを基本に、各区の事業執行に支障のないようにすることを基本的な考え方としています。

算定方法の改善合理化については、現行の算定内容の意義をふまえつつ、できる限り、簡素で分かりやすく、標準化した形での算定方法にする方向で見直すこととしています。

④特別交付金

特別交付金のあり方については、現行の考え方をもとに、必要な改善を図ることとしています。その全体的な規模については、まちづくり関連事業の財源措置のあり方に関する今後の検討をふまえて整理することとしています。

(3) 協議の手続き等

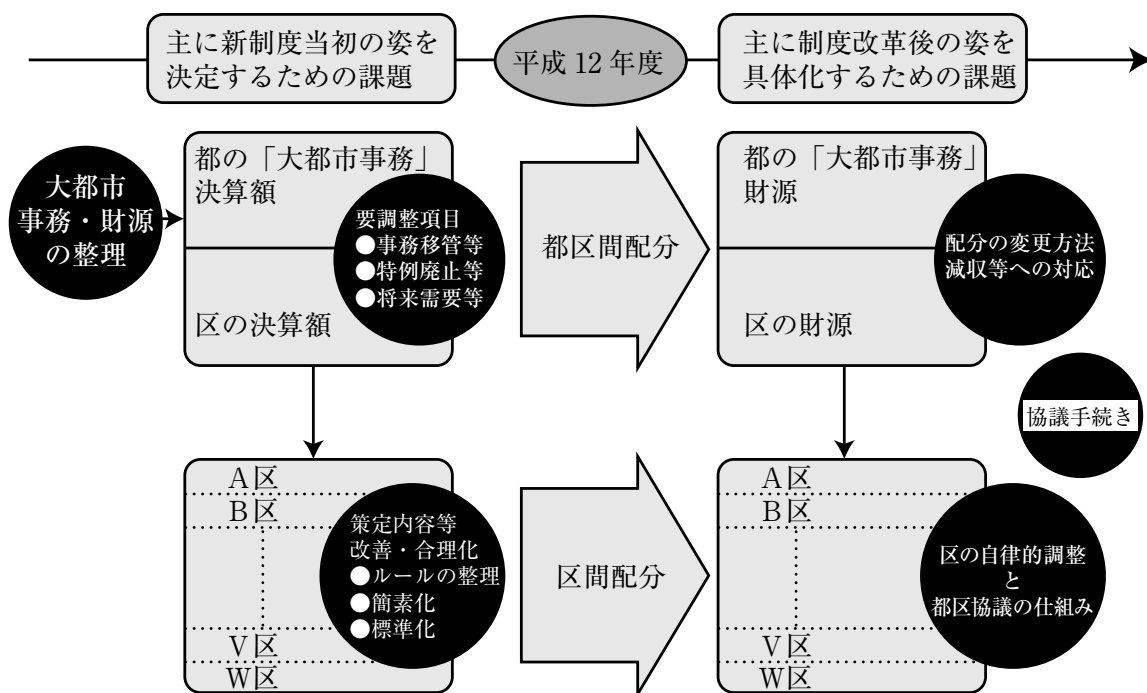
都区間及び特別区相互間の財源配分を行ううえでは、協議の手続き等をきちんと定めておく必要があります。

基本となる制度としては、制度改革後においても現在の都区協議会（注7）で都区財政調整に関する協議が行われることとなりますが、新しい制度における協議の手続き等を具体化するうえで、①都区協議会の下部機関のあり方を整理する、②協議の内容を整理する、③都区間の協議手順等を整理する、といった課題があります。

①都区協議会の下部機関のあり方

都区協議会における都区財政調整に関する協議の円滑化を図

都区税財政制度改革に向けた今後の課題（イメージ図）



るための下部機関については、現行の都区財政調整協議会の体制を基本とすることとしています。

②協議の内容

現在は、特別区の財政需要を計ることで都区間の財源配分を行う方法を採用しているため、特別区間の配分に関する協議が同時に都区間の配分に関する協議にもなっていますが、改革後は都区間の配分に関する協議と特別区間の配分に関する協議を概念的に区別して行うことを想定しています。

③協議手順等

年間を通じた都区間の協議手順については、おおむね現行と同様の内容を想定しています。

その際、特別区間の配分に関する内容については、算定ルールを明確にすることにより、より客観的・自動的な算定が行われるようにする一方、

その算定ルールを変更する場合等は、特別区間の自律的な調整を経て、都区協議を行うこととしています。

3 今年度の検討予定

今回の検討結果は、現時点における税財政制度改革具体化のための考え方の整理を行ったものですが、今年度においては、この内容をもとに具体策に関する検討を行い、これまでの検討結果を含めた総合的な検証を行って、税財政制度改革の全体像を整理することが目標となります。

また、この検討により、平成11年度において、税財政制度改革に関する最終的な調整及び新制度による平成12年度のフレーム策定が行えるように準備を整えることとしています。

(注1) 特別区の区域における「市」の財源を「大都市財源」と言い、この財源を充てて行う事務を「大都市事務」と言います。

(注2) 「調整税」と言い、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税の三税が該当します。

(注3) これを「調整税の配分割合」と言います。

(注4) この仕組みを「都区財政調整制度」と言い、この制度を通じて都区間の財源配分及び特別区相互間の財政調整が行われることとなります。

(注5) 基本となる決算額に対してその後の需要の変動が見込まれるものを将来需要と言い、公共施設の新設・更新経費等が検討対象としてあがっています。

(注6) この仕組みのうち、一定の基準により計算される収入を基準財政収入額、一定の基準により計算される需要を基準財政需要額と言います。また、この収入と需要の計算の結果生じる財源不足額に応じて交付されるものを普通交付金と言い、このほか年度途中の特別な財政需要に応じて別途交付されるものを特別交付金と言います。

(注7) 地方自治法に規定された協議組織で、都側は知事以下副知事、関係局長、区側は区長会役員で構成しています。

第1回特別区制度改革税財政幹事会開催される

平成10年6月
No.99

6月1日に第1回特別区制度改革税財政幹事会が開催されました。これは、本年2月の区長会で設けられた税財政制度改革の検討組織で、各ブロック一人の助役、23区財政担当部長、財政課長会代表の正副幹事長及び特別区協議会事務局長等で構成されています。今後平成12年度の制度改革実施に向け、検討体制を強化する必要があることから、従来部長級で構成されていた税財政小委員会を改組したものです。

今回の会議では、正副会長等の役員選出のほか、検討課題及び検討日程の確認が行われました。都区間配分の主要な課題として大都市事務の範囲等の確定、区間配分の課題として都区財政調整制度の算定内容の改善等があげられており、都区財政検討会において、12月に中間のまとめを、来年3月に年度のまとめを行うこととされています。今後、課長級で行われる都区間あるいは、23区間の検討状況をふまえながら、検討を行っていくこと

になります。

新たな税財政制度の具体化に向けて

平成10年度税財政検討会の中間的整理まとまる、平成11年1月

No.106

本年1月11日、都区制度改革に関する都区の検討組織である税財政検討会において、平成10年度の検討課題に関する中間的整理が行われました。

1 検討経緯

平成12年度からの新たな税財政制度の具体化に向けて、都と区の間で精力的に検討が続けられています。

今年度の税財政制度改革に関する検討は、昨年度に税財政検討会が基本的な考え方を整理したことを受けて、具体策に関する検討を行い、改革の全体像を整理することが目標とされています。

今回の中間的整理は、税財政検討会の下に設けられたワーキンググループから検討状況に関する中間報告を受けて行われたものです。

その主な内容は、検討課題のうち、大都市事務・財源の範囲、調整税の配分割合の決定方法、区間配分に関する具体策の三つであり、それぞれ現在までの検討状況が示されています。

以下は、ワーキンググループの中間報告の概要です。

2 検討結果の概要

(1) 大都市事務・財源の範囲

特別区の地域は、ほかに類例を見ない大都市であるがゆえに、都区制度という特別な行政制度が設けられています。

そして、通常「市」が行っている事務を、都と区が互いに分担し合い、全体的に均衡ある行政を行くことになっています。

これに伴って、本来は「市」の財源であるものの一部が都の財源とされ、そのうち市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税の三税（調整税）を都と区で分け合うこととされています。

調整税の配分方法については、従来は、区側の需要と収入のみを計って配分割合を定めてきましたが、新しい制度では、都区双方の需要と収入を勘案しながら、相互の役割分担にふさわしい財源配分を定める考え方に改めることとしています。

この考え方を具体化するためには、都が行っている事務のうち、特別区の区域における「市」の財源（大都市財源）を充てて行うべき事務（大都市事務）の範囲を明確にする必要があります。

① 都が行う「大都市事務」の概念

平成12年度以降、都が大都市財源を充てて行うべき「大都市事務」とは、市町村が一般的に処理するものとされている事務のうち、改正自治法の趣旨に即して、都が一体的に処理することが必要であると認められる事務をいうとしています。

② 都が行う「大都市事務」の範囲

都が行う「大都市事務」として、都から示された67の具体的事務について個々に検討しました。そのうち、法令に根拠を置いて都に留保されている事務（消防事業、上下水道事業等8事務）に

ついては「大都市事務」とすることで都区の意見が一致しました。

しかし、法令に実施主体が定められていない事務については、意見が一致するもの（東京港廃棄物処理場建設等4事務）と一致しないものに分かれています。

一致しないものの中には、同一事務のうちどの範囲を大都市事務とするのかについて、考え方が一致しないもの（病院、住宅、道路、公園事業等27事務）と、その事務自体を大都市事務とするものについて考え方が一致しないもの（高等学校、文化振興施設、障害者施設の運営等28事務）があります。

一致しない主な理由は、都が行う事務を府県事務と市町村事務に分類するにあたって、特別区の区域における市町村行政の水準をどのように想定するかをめぐって認識の相違があることです。

都は、特別区の行財政の実態に匹敵する大都市が通常行うであろう行政水準を想定するべきであるとしているのに対し、区側はより標準的に市町村が行うであろう行政水準を想定するべきであるとしています。

したがって、報告では都区双方の考え方を併記しています。

(2) 調整税の配分割合の決定方法

調整税の配分割合については、都が行う「大都市事務」と区の事務の過去数年の決算がどのよう

になっているかということを基本としながら、今
 回行われる清掃事業等の移管に伴う調整、都区制
 度改革による特例の廃止等に伴う調整、将来需要
 等決算に反映されない項目の調整を行ったうえで
 決定するという整理が、平成9年度になされてい
 ます。この整理を受けて、各項目について具体的
 な検討が行われました（調整税の配分割合決定の
 イメージは、下図のとおりです）。

①基本となる都区の決算額

昭和62年度から平成8年度までの10年間につい
 て、都区双方の「大都市事務」に係る決算内容に
 関する分析が行われました。

これは、従来の調整税の配分割合は、特別区側
 の需要と収入のみを計って決めてきた訳ですが、
 これに都が行う「大都市事務」の範囲に関する検
 討の結果を反映させて整理すると、どのような姿
 になるかを仮定計算したものです。

その結果は、区案と都案に分かれ、現行の調整
 税の配分割合である44%を境に、上下4ポイント
 程度の差が生じることとなりました。この差異は、
 基本的に都が行う「大都市事務の範囲」について
 都区双方の見解が異なっていることから生じてい
 るものです。

②事務移管等に伴う調整

清掃事業をはじめ、移管事業等に係る経費につ
 いては、移管後の事業運営に支障が生じないこと
 を基本として調整するという検討を行いました。
 今後、移管等の事務ごとに進められている検討の
 結果をふまえて調整することとしています。

③特例廃止等に伴う調整

○ 国民健康保険事業において都の調整が廃止

されますが、それに伴う財源の取り扱いに
 ついては、改革後の国民健康保険
 事業の財源に係る都区間の役割分担を
 考慮して整理することとしています。

○ 都市計画事業の財源については、改
 革後の都市計画交付金のあり方に関す
 る検討結果を考慮して調整を行うこと
 としています。

○ 現在都区財政調整で措置されている
 都からの委任事務経費については、引
 き続き都区財政調整で措置するもの、
 府県財源を充てたのと同様の効果が生
 じるよう財源関係を整理することとして
 います。

④将来需要等決算に反映されない項目の調整等

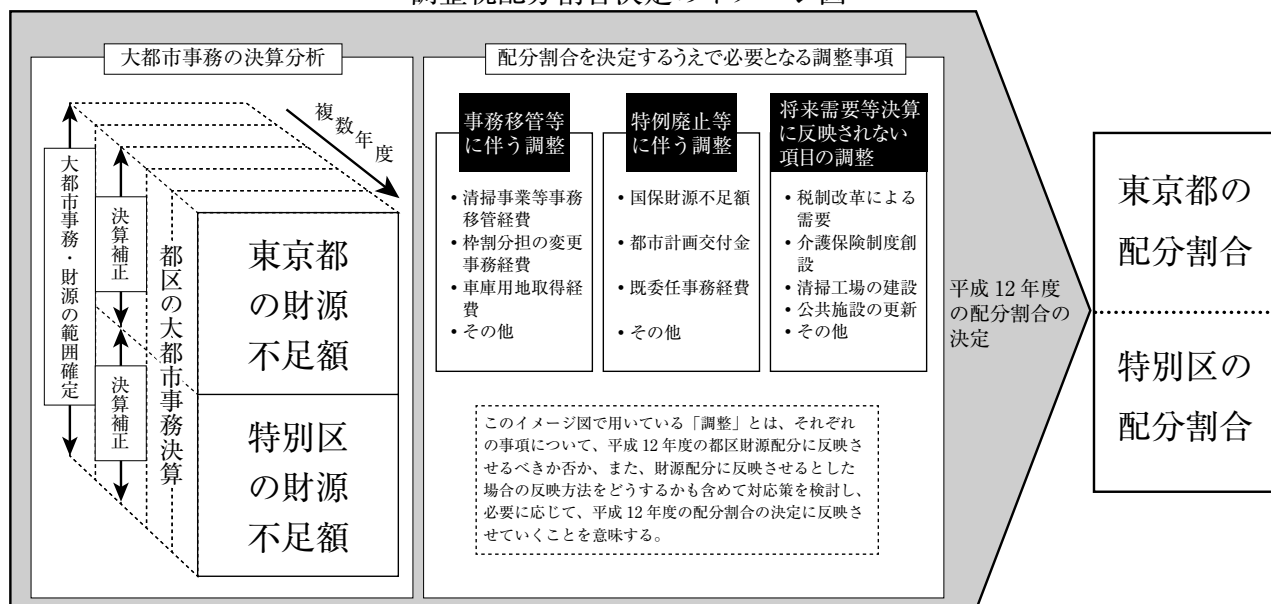
○ 将来需要に係る経費については、い
 くつかの項目について検討を行ってい
 ますが、現時点ではなお流動的である
 ことから、さらに検討を進めたうえで、
 調整することとしています。

○ 都区間において役割分担や財源負担
 の見直しが行われた事務等決算に反映
 されない項目については、必要に応じ
 て調整税の配分割合の整理に反映させ
 ることとしています。

(3) 区間の配分に関する具体策

特別区相互間には財源の著しい格差があ
 ることから、特別区の区域において行われ
 る行政水準の均衡を図るために、財源の調
 整を行う必要があります。

調整税配分割合決定のイメージ図



※ このイメージ図は、平成12年度の都区財源配分の計算の順序を示したものではない。

※ 都区の「財源不足額」は、分析上の概念であり、現に財源が不足していることを示すものではない。

この財源の調整は、都が徴収した調整税の一定割合を原資とする都区財政調整制度により行われ、一定の基準に則して、各区ごとに収入と需要を計算し、その財源不足額が各区に交付される仕組みとなっています。

新しい制度では、現行の算定方法をふまえつつ、特別区の財政運営の自主性を高める観点から、より一層の改善合理化を図ることとしています。

この考え方を具体化するために、基準財政収入額や基準財政需要額の算定のあり方をめぐって、都区双方から改善の具体策が示され、103項目に及ぶ検討が行われています。

しかし、現時点では、具体的な改善内容につい

て、すでに都区の意見が一致しているものもありますが、一致しないのがみられ、全体として一致した考え方を整理するには至っていません。したがって、今後、さらに検討することとしています。

3 今後の予定

以上が、中間報告の概要です。引き続き都区間で検討を行い、今年度末に最終的な取りまとめが行われる予定です。

なお、ワーキングからの報告を受けた税財政検討会においては、この報告に示された大都市事務の決算分析のみで都区間の配分割合を決定するこ

とは困難であることから、具体的に決定していくための工夫が必要であるという議論や今後の検討に向けたさまざまな論点についての議論が行われました。

間もなく都区制度改革の準備期間の最終年度を迎えようとしています。

今後、この中間的整理の内容や検討会での議論もふまえながら、都区間の財源配分を具体的に検討するとともに、区間配分そのほかの残された課題を引き続き検討し、早急に全体像を整理していく必要があります。

平成10年度 税財政検討会の検討結果まとまる

平成11年4月

No.109

3月30日、都区制度改革に関する都区の税財政分野における検討組織である税財政検討会において、平成10年度の検討結果が確認されたので、その概要をお知らせします。

今回の検討結果は、従来の検討結果を集約し、都区間の意見の相違点の整理も含めて、現時点における税財政制度改革の全体像を整理したものです。

以下、今回の検討結果の主な内容を紹介します。

1 検討結果の概要

(1) 都区間の財源配分の決定方法

今回の税財政制度改革の最大の焦点は、都区間の新しい財源配分をどのように決定するかということです。

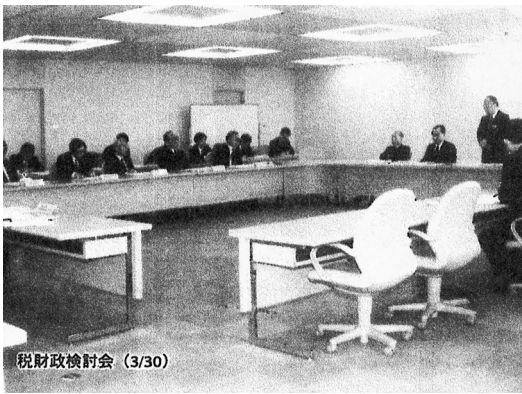
この決定にあたっては、都区双方の大都市事務の分担関係に応じて財源が配分される必要があるという観点から、これまで、都が行う大都市事務の範囲の整理やそれをふまえた都区双方の決算分析を行ってきました。

しかしながら、都が行う大都市事務の範囲について、都区間で見解の相違があり、その結果、決

算分析においても双方の一致した整理を行うことはできない状態となっています。

このため、検討結果では、平成12年度の都区間の配分割合を定めるにあたって、この決算分析の結果を用いることは事実上困難であり、現実的に対応する必要があるとしています。

配分割合の具体的な決定方法については、都区の間でさらに詰める必要がありますが、区側は、現行の調整税の配分割合（44％）に、これまでの都区財政調整協議の経過の中で、現行の配分割合に反映されていないいくつかの要素を加算して基礎となる配分割合を定め、これをもとに、移管さ



税財政検討会 (3/30)

税財政検討会 (3/30)

表1 税財政制度改革の課題

都区間分配に関する事項

- 大都市事務、大都市財源の範囲
- 移管事務等の範囲と経費算定の考え方
- 調整税の配分割合の決定方法
- 財源配分割合の変更
- 特別区に対する財源保障等
- 都市計画交付金のあり方

区間分配に関する事項

- 所要額の調整及び交付金の再調整
- 基準財政収入額
- 基準財政需要額
- 特別交付金

都区間の協議手続き等に関する事項

れる清掃事業経費そのほかの必要財源を加えて、平成12年度の配分割合を決定すべきであるとしています。この考え方のイメージは図1のとおりです。

(2) **都区財政調整算定内容の改善**

都区財政調整は、都区間の財源分配を行う機能のほかに、特別区間の行政水準の均衡を図るための財源調整を行う機能を有しています。

新しい制度では、現行の都区財政調整制度の算定方法をふまえて、特別区の財政運営の自主性を高める観点から、より一層の改善合理化を図ることとしています。

今回の検討結果では、改善合理化の具体策等について、都区が一致している改善事項も47項目と多くあるものの、基準財政収入額の算定方法や国民健康保険事業会計への繰出金の算定方法をはじめ、一致していない項目や整理しきれない項目

目もあり、今後さらに検討していくこととしています。

(3) **清掃事業移管経費等の財源措置**

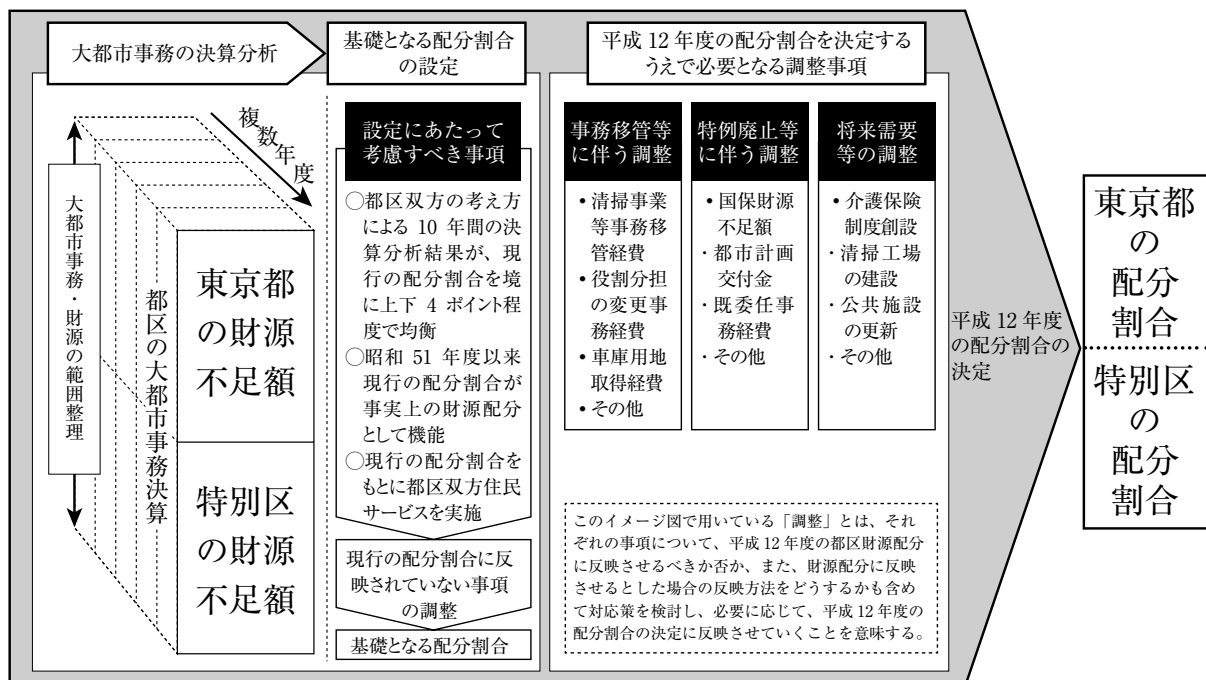
清掃事業をはじめ、今回の制度改革によって都から特別区に移される事務に要する経費の財源的な整理は、都区間の財源分配のうえでも、特別区間の財源調整のうえでも大きな課題です。

検討結果では、この点について移管後の事業運営に支障のないように措置するという基本的な考え方を確認していますが、具体的な財源措置については、制度改革後における事業運営や必要経費の今後の整理をふまえながら、詰めていくこととしています。

(4) **その他の課題**

検討結果では、以上のほか、都区間

図1 調整税配分割合決定のイメージ図



の財源配分に関する課題、区間の財源調整に関する課題、都区間の協議手続き等に関する課題について、ひととおりの整理を行っています。その項目は、表1のとおりです。

2 今年度の検討予定

今後は、この検討結果をふまえて、平成12年度における都区間の財源配分の決定や都区財政調整の算定内容の改善等について、最終的な整理を行っていくことになりますが、残された検討期間

はごく限られています。
このため、税財政検討会を中心に、早急に検討を進めていくことが都区間で確認されています。

税財政検討会のまとめをふまえて都区財政調整区側提案事項決まる

平成11年11月

No.116

税財政検討会（都区制度改革に関する都区間の協議組織）における検討結果が11月16日の区長会に報告され、この内容をふまえた平成12年度都区財政調整区側提案事項が決定されました。今後、この提案事項を含め、都区財政調整に関する都区の協議が進められます。

また、区長会総会終了後、都への要請が行われました。

1 税財政検討会における検討結果

平成12年4月の都区制度改革に向けて都区制度改革推進委員会税財政検討会では、本年度、都区制度改革に係る税財政分野の専門的事項に関し、昨年度までの検討結果をふまえて、具体化を図るための協議を行ってきました。

10月28日、これまでの検討結果を集約し、課題ごとに都区双方の一致点及び今後検討すべき事項のとりまとめが行われました。併せて、検討の過程で示された都区双方の考え方を含め、都区財政調整協議会に検討を引き継ぐこととされました。

2 区側提案事項のとりまとめ

今回の区長会で決定された都区財政調整区側提案事項は、今後の協議の中で、都区制度改革の内容を最終的に整理する必要があることから、税財政検討会の検討結果をふまえて、全般的かつ網羅的に区側の主張を整理したものです。

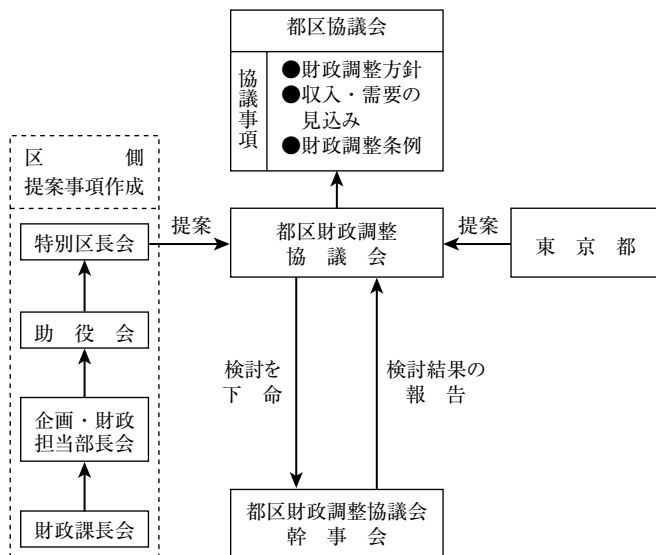
この提案事項の決定を受けて、11月19日から都区協議会の下に設けられた都区財政調整協議会で協議が開始されました。都区財政調整協議の流れは、別図のとおりです。

◆提案事項の要点

平成12年4月から、特別区は基礎的な地方公共団体として第一義的に住民に身近な事務を担い、自主的・自律的に行財政運営を行っていくこととなる一方、都区の関係においても、明確化された役割分担の原則に則り、相互に連携して大都市行政を担っていくこととなります。

平成12年度の都区財政調整は、この新しい都区の関係のもとで、特別区に対する財源保障制度と

別図 都区財政調整協議の流れ



別表 平成 12 年度都区財政調整区側提案事項 (事項ごとの内容)

1 都区間の財源配分について

- (1) 配分割合の決定にあたっては、従来の都区協議の経緯の中で配分割合に反映されていない事項を加味すること。
- (2) 清掃事業をはじめとする事務事業の移管等都区の役割分担変更に伴う経費については、特別区の事業運営に支障をきたさないよう財源配分に反映させること。
- (3) 国民健康保険事業に係る都の調整廃止に伴う財源の取り扱いについては、従来の経緯をふまえ、特別区が現行の事業水準を維持するために必要な経費を財源配分に反映させること。
- (4) 小中学校の改築経費や減税補てん債の償還費等確実に見込まれる将来需要を財源配分に反映させること。
- (5) そのほか都区間の財源配分に係る事項については、特別区の所要財源を的確に措置することを基本に整理すること。

2 特別区相互間の財政調整について

- (1) 特別区相互間の財政調整（特別区財政調整交付金の算定方法等）に係る事項については、特別区間の財源配分の均衡を大きく変動させるものや実態からかけ離れた無理な見直しを避けるとともに、特別区間の自律的な協議を優先的に尊重して整理すること。
- (2) 都区間の財源配分の整理に伴い見直すものを除き、特別区相互間の財政調整に係る算定内容の見直しは、都区間の財源配分とは別次元の問題として整理すること。
- (3) 都区制度改革に伴う現行算定方法の改善合理化については、従来の検討における都区の合意事項を基本に整理すること。
- (4) 事務事業の移管や介護保険制度創設等に伴い新たに特別区が実施する経費については、各特別区における平成 12 年度以降の事業運営に支障をきたさないよう的確に算定すること。
- (5) 国民健康保険事業に係る経費の算定については、特別区が行う事業調整に対応する各区ごとの所要財源に見合う措置を行うこと。
- (6) そのほか特別区相互間の財政調整に係る事項については、特別区の財政需要を的確に算定することを基本に整理すること。

3 その他都区財政調整に関連する事項について

- (1) 調整税が年度途中で減収した場合の財源補てん措置を講じること。
- (2) 都市計画交付金については、都区双方の都市計画事業の実施状況を勘案して見直しを行い、充実を図ること。
- (3) 条例による事務処理の特例制度に基づき特別区が実施する経費等について所要の財源措置を講ずること。
- (4) そのほか都区制度改革等に伴い調整を必要とする事項については、新制度への移行に支障をきたさないよう財源措置を講じることが基本に整理すること。

して法的に確立された理念に従い、従来の都区協議の経緯及び都区制度改革に係る法改正の趣旨をふまえ、新制度にふさわしい都区間の財源配分及び特別区相互間の財政調整が行われるようにする必要があります。

今回の提案は、新しい制度への円滑な移行に留意しつつ、特別区の行財政運営に支障をきたさぬよう、所要財源の確保を図ることを強く求める内容となっています。

◆主な提案内容

提案事項の内容は、

- 1 都区間の財源配分
 - 2 特別区相互間の財政調整
 - 3 その他都区財政調整に関連する事項
- の三つに分けて整理しています。それぞれの事項ごとの内容は、別表のとおりです。

厳しい都区協議に先立ち、区長会が都に要請

平成11年11月

No.116

11月19日から開始された都区財政調整協議に先立ち、16日の区長会総会終了後、都への要請が行われました。

この要請は、税財政検討会の検討結果を受けて行われたもので、特に清掃事業や国保事業の財源について、区側の主張に沿った解決を図ることを求めています。

なお、併せて、①都の福祉施策等の見直しについては、住民が納得しうる内容とすべきであり、また、特別区側と十分協議を行うこと、②清掃移管施設については、各特別区に帰属させることを原則とすること、③清掃事務の移管を円滑に進める観点から移管前にテストランを行うこと、④各区が進めている清掃事務の移管に伴う事前準備経

費等の財源について支援を行うこと、等の要請を行いました。

席上副知事からは、それぞれの要請事項に対する都の考え方のほか、「都区制度改革が円滑に行われるよう要請事項については真摯に受け止め、早期に合意できるよう努力したい」という趣旨の発言がありました。

平成12年度都区財政調整協議が決着

今後の協議課題を確認し、配分割合52%で合意

平成12年2月

No.119

昨年11月中旬から始まった平成12年度都区財政調整に係る協議は、2か月以上にわたる協議の末、2月10日の都区協議会において合意されました。新しい制度の出発点を定める今回の都区財政調整協議は、都区間の財源配分のあり方をはじめ、清掃事業や国保事業の算定等をめぐって、大変厳しい協議となりました。

◎協議の経過

今回の都区協議は、4月に迫った都区制度改革に向けて、財政面での最終的な整理を行い、特別区が基礎的な地方公共団体として再出発する礎をつくる重大な協議でした。

このため、移管経費の財源措置をはじめ、今後

の特別区の需要算定に係る数多くの課題について、都区間の協議が積み重ねられました。

また、区長会が数次に渡って都知事、副知事、都議会各会派への要請を行うなど、さまざまな取組が行われました。

最終段階で都から示された52%の配分割合については、区長会としてさらに引き上げを求めたものの、最終的にはこれまでの取組の決着点として受け入れ、残された課題については、今後の実施の中で解決を図ることと止むを得ないとの判断になりました。

◎協議すべき主要5課題の確認

そこで、今後都区間で協議すべき主要課題とし

て、次の5点を2月10日の都区協議会の場で都知事と確認し、合意に至りました。

①今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費をふまえて平成17年度までに協議する。

②今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等をふまえて協議する。

③今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等をふまえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担をふまえた財源配分のあり方については、今後協議する。

④都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう

検討する課題とする。

⑤清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改革やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

◎協議結果の概要

(1)配分割合の変更に係る調整

協議の結果、配分割合については、現行の44%を基本としつつ、都区制度改革そのほかの制度変更に伴う調整で合計1191億円を加え、52%とすることとなりました。

制度変更等に係る主な調整内容は、以下のとおりです。

①清掃事業経費については、移管当初の臨時的な算定も含め、1287億円を算定する。

なお、清掃事業経費のうち、職員費等の一部については、移管当初に不足する財源を別途都が財調外で措置する。

②清掃事業以外の都区制度改革及び地方分権改革に伴う移管経費について、15億円を算定する。

③条例による事務処理特例制度による交付金に移行する現行算定額125億円を控除する。

④都区制度改革に伴い、需要算定の改善合理化等を図り、33億円増とする。

⑤都区間の役割分担の見直し等の内容を算定に反映させ、46億円増とする。

⑥介護保険制度の導入に伴い、区の法定給付分を新たに算定する一方、介護保険に移行する経費や関連する経費の増減を加味し、306億円減

とする。

⑦区が新しい福祉施策を自主的、弾力的に展開できるよう、新たに福祉サービス安定化事業212億円を算定する。

⑧平成11年度に改築経費に充当した起債の償還経費29億円を算定する。

(2)その他の協議結果

以上のほか、今回の協議結果の主な内容は以下のとおりです。

①従来特別交付金で算定していた大規模な臨時・特例的事業については、普通交付金等に移行させ、普通交付金と特別交付金の割合を95%対5%から、98%対2%に変更する。

②国保事業の算定について、現行の特例的な加算方式から単位費用による標準算定に移行する。その場合、区が統一保険料方式を採用している間は、各区ごとの算定額が現行方式による算定額と大きく乖離しないよう補正を行う。

なお、都が財源不足額の一部を補てんする現行の国保交付金は廃止し、府県の立場での項目補助に限定する。

③基準財政収入額の算定方法を現行の当該年度の調定額による算定から、過去3か年間の実績による算定に変更する。これに伴い、普通交付金の額の決定月を7月から8月に改める。

④調整税の減税、減収に伴う補てん債に代わる措置として、区市町村振興基金を通じて都が区に貸付を行う。

⑤都市計画交付金について、100億円から130億円に増額し、一部対象事業を拡充する。



都区協議会 (2/10)

都区協議会 (2/10)

平成12年度都区財政調整

当初フレーム決まる

平成12年2月

No.119

都区財政調整協議の結果、平成12年度都区財政調整のフレームが別表のとおり合意されました。

このフレームは、平成12年度における各区ごとの算定に先立ち、23区全体としての見込額を調整したものです。

◎基準財政収入額

新たに区の税源となるゴルフ場利用税交付金及び航空機燃料譲与税を加え、また、恒久的な減税の実施に伴う調整を行っています。

平成11年度と比べ、133億円の増となっていますが、これは、特別区民税が恒久的減税に伴う補てん措置（特別区たばこ税の増収、地方特例交付金の交付、減税補てん債の発行に見合う特例加算）を加味してもなお、約100億円減少する一方で、利子割交付金が235億円増加することが大きな要因になっています。

◎基準財政需要額

清掃事業移管等の制度変更に伴う需要の増大や大規模な臨時・特例的事業の普通交付金への移行等で算定需要が増加し、平成11年度と比べ、1410億円の増加となっています。

都区財政調整協議の結果、平成12年度都区財政調整のフレームが別表のとおり合意されました。このフレームは、平成12年度における各区ごと

の算定に先立ち、23区全体としての見込額を調整したものです。

◎基準財政収入額

新たに区の税源となるゴルフ場利用税交付金及び航空機燃料譲与税を加え、また、恒久的な減税の実施に伴う調整を行っています。

平成11年度と比べ、133億円の増となっていますが、これは、特別区民税が恒久的減税に伴う補てん措置（特別区たばこ税の増収、地方特例交付金の交付、減税補てん債の発行に見合う特例加算）を加味してもなお、約100億円減少する一方で、利子割交付金が235億円増加することが大きな要因になっています。

◎基準財政需要額

清掃事業移管等の制度変更に伴う需要の増大や大規模な臨時・特例的事業の普通交付金への移行等で算定需要が増加し、平成11年度と比べ、1410億円の増加となっています。

◎交付金

基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた普通交付金の額は、平成11年度と比べ1277億円の増加となっています。

特別交付金は、大規模な臨時・特例的事業の普通交付金等への移行に伴い、182億円の減と

なっています。

◎調整税等

交付金の原資となる、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の三税とも減税等の影響で平成11年度と比べ減収が見込まれています。

このうち、恒久的減税の実施に伴う市町村民税法人分の減収の補てん措置として、都のたばこ税、地方特例交付金の一部を調整額として三税に加算することとされています。

これらを合計した調整税等は平成11年度と比べ、379億円の減となっています。

◎交付金の総額

この調整税等の総額に条例で定める割合として52%を乗じ、過去の精算額を加えた7879億円が平成12年度の交付金の総額となり、普通交付金に98%、特別交付金に2%が充てられることとなります。

平成 12 年度都区財政調整当初フレーム

(単位：百万円、%)

区 分		平成 1 2 年度 当初見込 ア	平成 1 1 年度 当初見込 イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ
基準財政収入額 A		912,907	899,585	13,322	1.5
特別区税	特別区民税	596,386	678,953	△ 82,567	△ 12.2
	軽自動車税	1,934	1,937	△ 3	△ 0.2
	特別区たばこ税	69,797	66,138	3,659	5.5
	鉱産税	0	0	0	0.0
	小計	668,117	747,028	△ 78,911	△ 10.6
	利子割交付金	45,962	22,433	23,529	104.9
	地方消費税交付金	96,270	95,770	500	0.5
	ゴルフ場利用税交付金	61	－	61	皆増
	自動車取得税交付金	15,678	16,737	△ 1,059	△ 6.3
	地方特例交付金	49,984	－	49,984	皆増
	計	876,072	881,968	△ 5,896	△ 0.7
	地方道路譲与税	5,899	5,701	198	3.5
	自動車重量譲与税	9,864	10,326	△ 462	△ 4.5
	航空機燃料譲与税	694	－	694	皆増
	交通安全対策別交付金	1,676	1,590	86	5.4
基準財政需要額 B	合 計	894,205	899,585	△ 5,380	△ 0.6
	特 例 加 算 額	18,702	－	18,702	皆増
	精 算 額	0	0	0	－
基準財政需要額 B		1,685,010	1,544,031	140,979	9.1
	経 常 的 経 費	1,445,823	1,358,026	87,797	6.5
	投 資 的 経 費	239,187	186,005	53,182	28.6
差引 (B－A)		772,103	644,446	127,657	19.8
交付金調整	普 通 交 付 金	772,103	644,446	127,657	19.8
	普 通 交 付 金	772,103	644,446	127,657	19.8
	特 別 交 付 金	15,757	33,918	△ 18,161	△ 53.5
調整税等	計 C	787,860	678,364	109,496	16.1
	固 定 資 産 税	1,081,256	1,103,838	△ 22,582	△ 2.0
	市町村民税法人分	392,618	439,589	△ 46,971	△ 10.7
	特 別 土 地 保 有 税	2,125	4,483	△ 2,358	△ 52.6
	た ば こ 税 調 整 額	1,719	－	1,719	皆増
	交 付 金 調 整 額	32,264	－	32,264	皆増
計		1,509,982	1,547,910	△ 37,928	△ 2.5
条例で定める割合		52%	44%	－	－
総額	交 付 金 総 額	785,191	681,080	104,111	15.3
	精 算 額	2,669	△ 2,716	5,385	－
	計 D	787,860	678,364	109,496	16.1